

県有施設消防用設備等保守点検業務仕様書

和歌山県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

この業務は、下記 1 に示す県有施設に設置している消防用設備等を、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 に基づき保守点検を実施するものとする。

1. 契約の対象となる県有施設

所在地及び施設名

西牟婁総合庁舎	田辺市朝日ヶ丘 23-1
田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町 1745-2
林業試験場	西牟婁郡上富田町生馬 1504-1
県立田辺高等学校	田辺市学園 1-71
県立田辺高等学校寄宿舍	田辺市学園 28-15
県立田辺工業高等学校	田辺市あけぼの 51 番 1 号
県立田辺工業高等学校寄宿舍	田辺市あけぼの 28 番 19 号
県立神島高等学校	田辺市文里二丁目 33 番 12 号
県立神島高等学校寄宿舍	田辺市文里一丁目 13 番 13 号
県立南紀高等学校	田辺市学園 1-88
県立熊野高等学校	西牟婁郡上富田町朝来 670
県立熊野高等学校寄宿舍	西牟婁郡上富田町生馬 437
県立南部高等学校	日高郡みなべ町芝 407
県立南部高等学校龍神分校	田辺市龍神村安井 469
県立はまゆう支援学校	西牟婁郡上富田町岩田 2150
田辺運転免許センター	田辺市上の山 1 丁目 2-5
自動車運転免許第 2 試験場	田辺市中万呂 46-1
田辺警察署	田辺市上の山一丁目 2 番 15 号
白浜警察署	西牟婁郡白浜町 2926-82
紀南家畜保健衛生所	西牟婁郡上富田町生馬 321-10
和歌山県紀南児童相談所	田辺市新庄町 3353-9
和歌山県防災航空センター	西牟婁郡白浜町 3031-56

2. 消防用設備等の概要

別紙の各対象施設毎の仕様書（以下「個別仕様書」という。）のとおり

3. 業務内容

乙は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 33 条の 3 に規定する消防設備士の免状を有する者を派遣し、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による点検を行い、その点検に関し必要な整備を行うものとする。ただし、誘導灯についてはこの限りではない。

4. 点検及び報告等

各施設の消防用設備の点検、整備にあたっては、その業務を行うために必要な資格を有することを、資格者証の写しの提出をもって証することとする。

3 の点検及び結果報告は、消防法施行規則第 31 条の 6 及びこれに関連する告示等に定めるところによるものとし、乙は、点検終了後、速やかに消防用設備等点検結

果報告書に点検票を添付し甲に報告するものとする。

また、修理を要する個所がある場合は、甲の指示によりその詳細を報告するものとする。

5. 点検の時期及び点検内訳

- ①機器点検 年1回（甲の指定する日）
- ②総合点検及び機器点検 年1回（甲の指定する日）

6. 故障発生時の対応

乙は、甲から故障発生等の連絡を受けたときは、遅滞なく、所要の技術者を派遣し、その不良個所を点検整備するものとする。

7. 費用の負担区分等

3及び6の点検の結果、修理を要する場合の費用は、別途、甲の負担とし、この場合において、乙は事前に甲にその旨を通知し、指示を受けるものとする。ただし、軽微なものについては、乙の負担とする。

8. その他

本仕様書は、消防用設備等保守点検業務の基本的事項を示したものであり、業務の実施にあたっては、各個別仕様書によるほか、随時、甲（各施設の管理者）の指示により業務を行うものとする。

西牟婁総合庁舎消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称：西牟婁総合庁舎

施設所在地：田辺市朝日ヶ丘23番1号

2 消防用設備等の概要

(1) 消火設備	消火器	38本
	消火器	2本 (災害備蓄倉庫内)
	屋内消火栓設備	
	格納BOX	12台
	ホース	16本 (ホース耐圧試験を含みます)
	粉末消火設備	3台
(2) 警報設備	差動スポット	164ヶ
	定温スポット	27ヶ
	煙感知器	43ヶ
	発信機	11ヶ
	地区音響装置	11ヶ
(3) 避難設備	救助袋	3台
	誘導灯設備	10台
	防火扉の動作確認	8箇所 (2枚セット6箇所、1枚2箇所)
	エレベーター前	
	防火シャッター	4箇所
	排煙口	8箇所
(4) 消火上必要な設備		
	連結送水管	1基 (耐圧試験を含みます)
(5) 非常電源	自家発電設備	1基
	蓄電池設備	1基

3 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、随時、甲の指示により委託業務を行うものとする。

- (1) 音響点検については、甲の指示する休日の日に行うものとする。
- (2) 提出書類 ①工程表 ②作業責任者届 ③資格者証の写し ④点検結果報告書(3部)

和歌山県立田辺産業技術専門学院消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称； 和歌山県立田辺産業技術専門学院

施設所在地； 田辺市新庄町1745-2

2 消防用設備等の概要

(1) 消火設備	消火器具（粉末消火器）	22本
(2) 警報設備	自動火災報知設備	
	受信機 能美防災(株)P型1級 受第24-8号	1台
	感知器 差動式スポット型	35個
	空気管式	7個
	定温式スポット型	2個
	煙式スポット型 光電式 非蓄積	2個
	地区音響装置	7個
	発信機	7個

3 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、随時、甲の指示により委託業務を行うものとする。

別紙

令和5年度消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称；和歌山県林業試験場

施設所在地：西牟婁郡上富田町生馬 1504-1

2 消防用設備等の概要

(1) 消火設備	消火器	35器
(2) 警報設備	自動火災報知設備	62器
(3) 避難設備	誘導灯	7器

3 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、随時、甲の指示により委託業務を行うものとする。

林業試験場

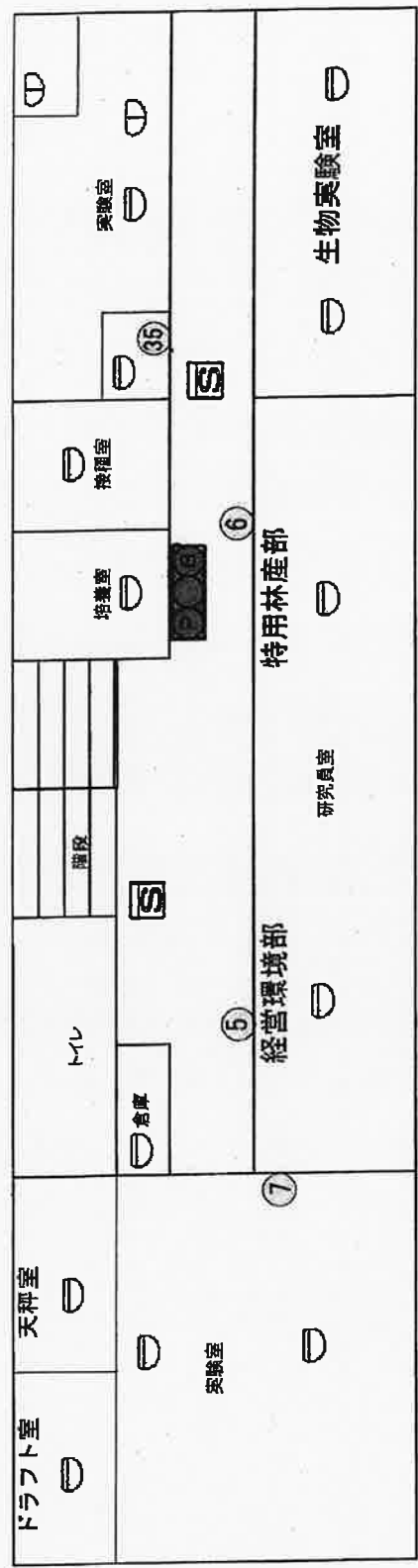


1	旗掲揚場	7	木材加工研究棟	13	資材倉庫	19	油脂貯蔵庫
2	お手まき会場跡	8	木材加工実験室	14	機材倉庫	20	ソーラードライヤー乾燥室
3	徳川吉宗ゆかりの楓	9	木材加工作業室	15	実習舎	21	木材乾燥ハウス
4	機械室	10	ミスト温室	16	実習車両車庫	22	山菜・花木試験ハウス
5	斤用車庫	11	昆虫飼育舎	17	高性能林業機械格納庫	23	高性能林業機械格納庫
6	木材倉庫	12	昆虫発生舎	18	炭化炉	24	職員住宅

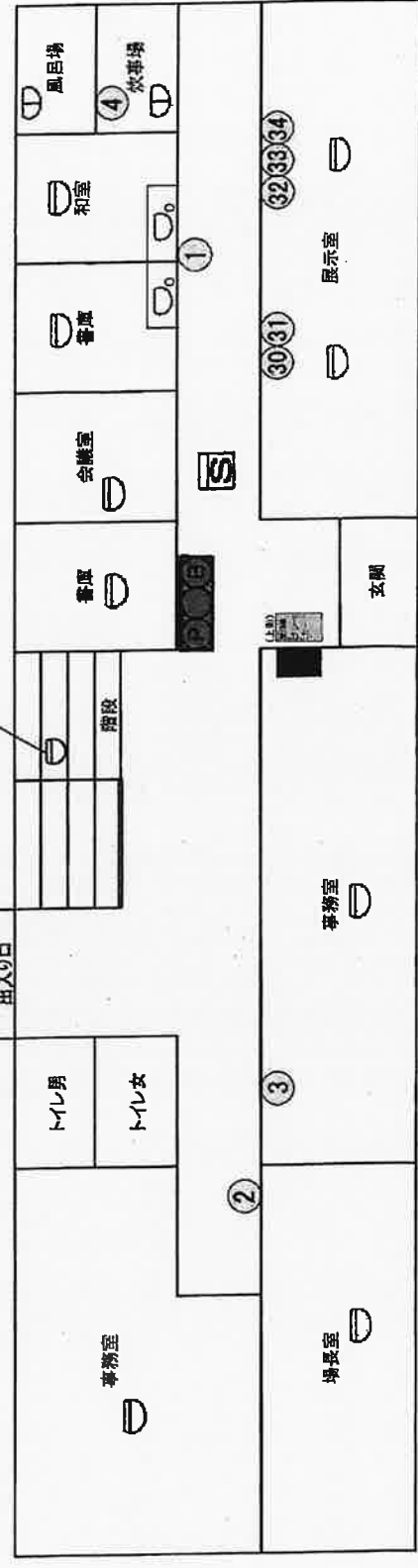


和歌山県林業試験場本館平面図

本館2F



本館1F

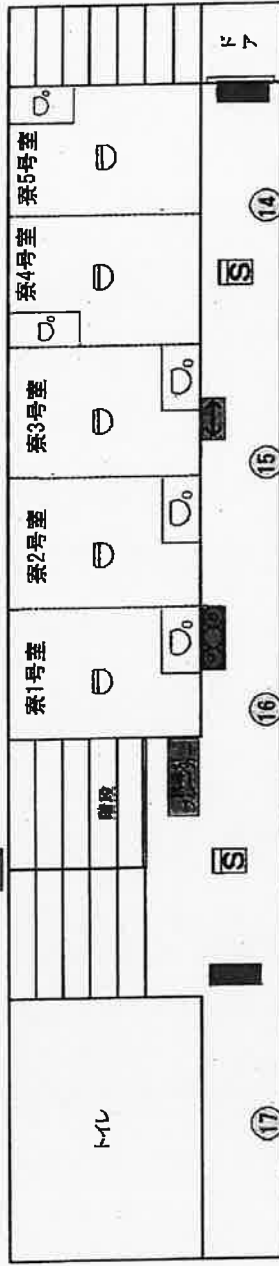


- ABC粉末式10型 消火器
- ◐ 差動式スポット型 感知器
- ◑ 定温式スポット型 感知器 (1種)
- ◒ 定温式スポット型 感知器 (特種)
- ◓ 煙式 感知器

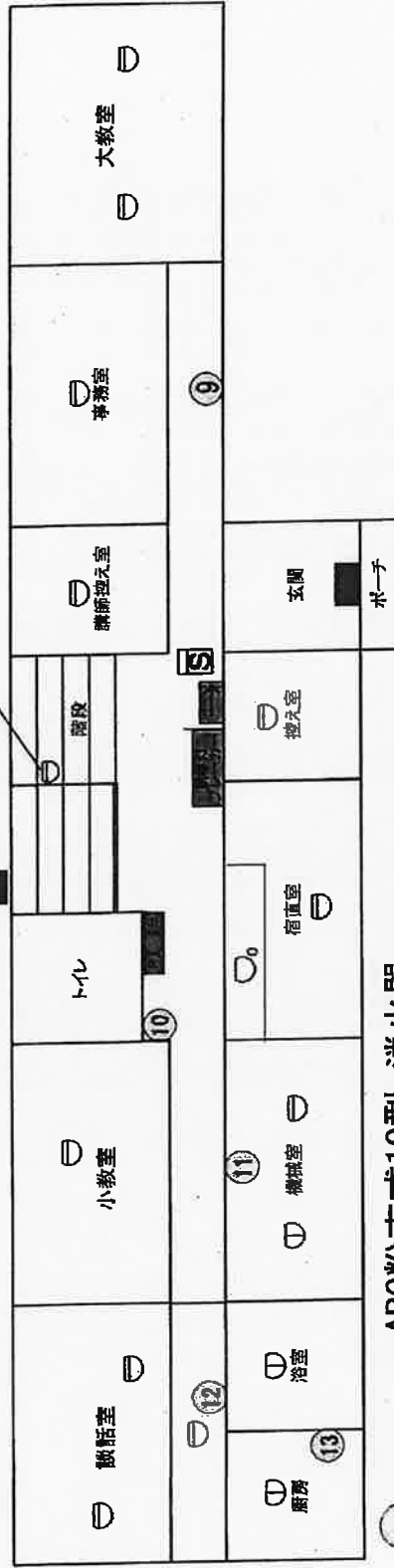
- 発信機
- 火災受信機
- 火災受信機 (ブレイカー)

和歌山県農林大学校 林業研修館 平面図

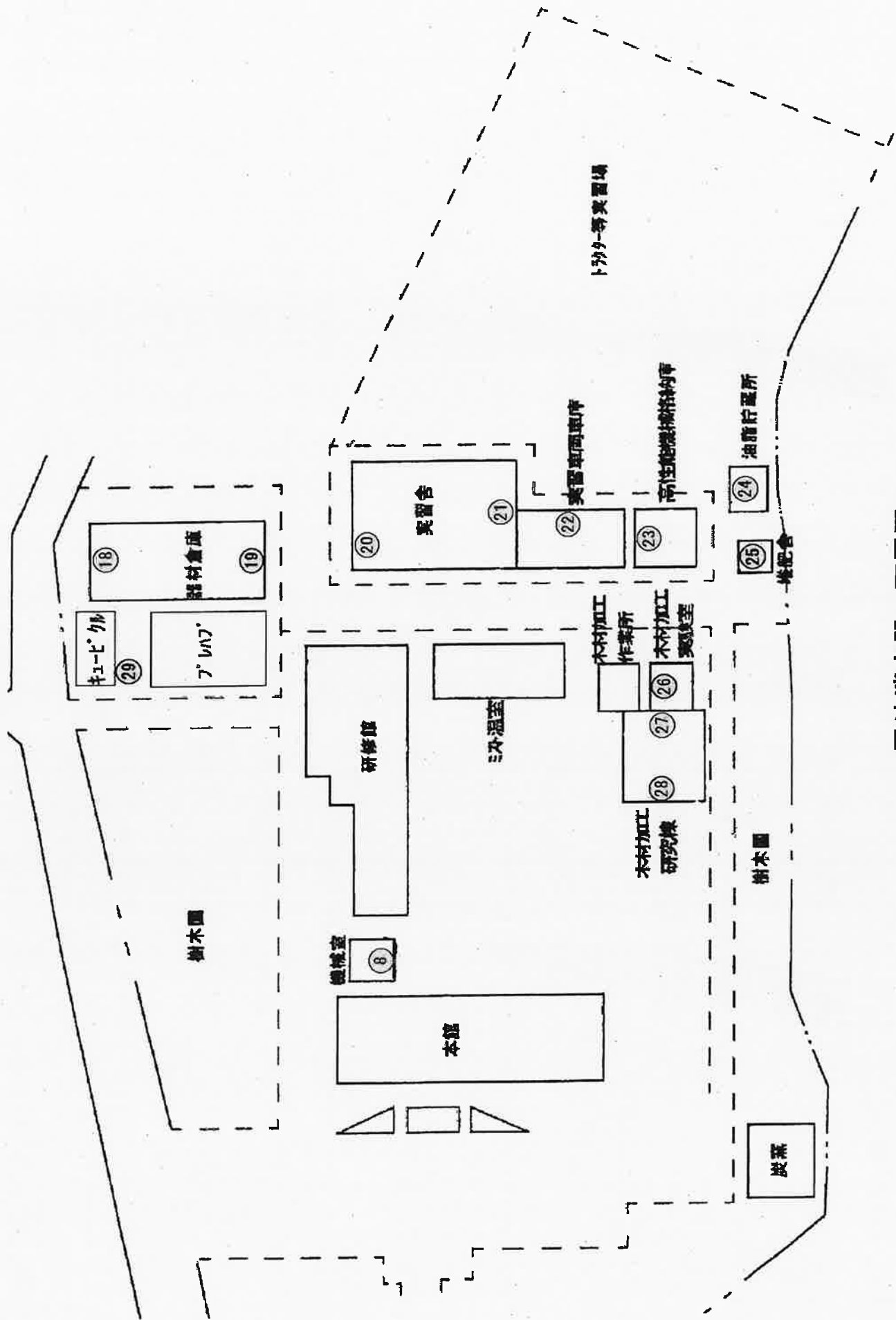
研修館2F



研修館1F



- ABC粉末式10型 消火器
- ◐ 差動式スポット型 感知器
- ◑ 定温式スポット型 感知器 (1種)
- ◒ 定温式スポット型 感知器 (特種)
- ◓ 煙式 感知器
- 発信機
- 誘導灯 (通路)
- 誘導灯 (避難口)
- 誘導灯 (ブレーカー)



屋外消火器 配置図

○ - - - ABC粉末10型消火器

和歌山県立田辺高等学校消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称；和歌山県立田辺高等学校、和歌山県立田辺高等学校寄宿舎

施設所在地；和歌山県田辺市学園1-71、和歌山県田辺市学園28-15

2 消防用設備等の概要

消火栓設備								非常警	避難器		建物延	備考
消火栓箱	消火ポプ	消火器設備	差動式スポット	定温式スポット	煙感知機	発信機	差動式分布型	報設備	具設備	誘導灯	床面積 m ²	
22	1	91	170	61	14	31	9	1	2	3	11,589	校舎 廻り欄 1-71
		13		65	9			1			1,032	寄宿舎 廻り欄 28-15

3 その他

(1) 点検期日

点検期日は和歌山県立田辺高等学校長の指示により行うものとする。

(2) 安全対策

乙は委託業務の実施において、関係法令等を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行うこと。また学校教育・学校事務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

(3) その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、随時甲の指示により委託業務を行うものとする。

令和5年度 和歌山県立田辺工業高等学校消防用設備等保守点検業務仕様書

1 消防用設備等の設置場所

所在地 和歌山県田辺工業高等学校 本館 田辺市あけぼの51-1
 和歌山県田辺工業高等学校 寄宿舍 田辺市あけぼの28-19

2 消防用設備等の概要

消火栓設備	消火栓箱	23栓
	消火ポンプ	1台
消火器設備		88本
自動火災報知設備	差動式スポット	324個
	定温式スポット	37個
	光電式スポット	40個
	ベル	30個
	発信機	33個
	分布型	7個
非常放送設備		1式
非常警報設備		4台
避難器具設備		3台
防火扉		20枚
防火シャッター		3枚
屋内消火栓用ホース耐圧テスト		40本
校舎床面積		13,721.4㎡

3 その他

(1) 点検の期日

点検を行う期日は、和歌山県立田辺工業高等学校長の指示によるものとする。

(2) 安全対策

受託者は、委託業務の実施において、関係法令等を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行い、及び学校教育・学校事務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

(3) その他

受託者は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても随時甲の指示により委託業務を行うものとする。